

2022年9月5日
なないろ生命保険株式会社

新型コロナウイルス感染症に関する給付金のご請求書類について

新型コロナウイルス感染症により影響を受けられた皆様に心よりお見舞い申し上げます。

当社では、新型コロナウイルス感染症に罹患されたときは、医療機関の事情などにより自宅での療養、または病院等と同等とみなされる施設で治療を受けられた場合についても、入院給付金のお支払いの対象としております。

これまで入院給付金請求等にあたり、新型コロナウイルス感染症に罹患されたことがわかる証明書として、「医療機関や保健所が発行する証明書」（以下「療養証明書」）をご提出いただいておりますが、今般、医療機関や保健所における更なる負荷軽減に向けて、原則として「療養証明書」の発行を求めない事務取扱に変更します。

○「療養証明書」の代替となる書類について

これまで	2022年9月5日以降の取扱
① My HER-SYS の療養証明（ 診断年月日 が記載された画面）	① 変更なし
② 「宿泊・自宅療養証明書」、「就業制限（解除）通知書」等	② 上記①をご準備できない場合、以下いずれかの書類 <ul style="list-style-type: none">新型コロナウイルス感染症に罹患されたことがわかる医療機関が発行する検査結果報告書（被保険者名、検査日・検査結果判明日、医療機関名があるもの）各自治体の健康フォローアップセンター^{（注）}の受付結果（被保険者名の記載があるもの）その他、医師が新型コロナウイルス感染症と診断したことがわかる書類

（注）自治体によって名称が異なる場合があります。

- 既に「療養証明書」をお持ちの場合は、その「療養証明書」でご請求できます。
- 療養期間が10日を超える場合は、上記書類に加えて療養期間がわかる証明書のご提出が必要となります。
- ご自身で実施した検査結果のみではお取扱いできません。

※2022年9月5日時点の取扱いであり、今後、法令の改正等により変更する可能性があります。